

平成 28 年 3 月 28 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 岩井 秀一

委員会審査報告書

総務委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により報告いたします。

記

第 7 号議案 古賀市行政不服審査会条例の制定について

行政不服審査法 第 81 条第 1 項に基づき、古賀市行政不服審査会を設置することに関し必要な事項を条例で定めるに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) 行政不服審査法の改正により、『古賀市行政不服審査会』を新設するために、条例を制定するものであり、古賀市行政不服審査会は、処分等に関して審査請求があった場合に、市長からの諮問を受け、審理員が作成した審理員意見書の内容その他の資料を基に、その処分等の適法性、妥当性を審査し答申する第三者機関であること。
- 2) 古賀市行政不服審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則の内容については、福岡地方検察庁と協議済みであること。
- 3) 本条例の施行規則については、平成 28 年 4 月 1 日の施行に向けて、準備が行われていること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。

第 8 号議案 古賀市職員の退職管理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を条例で定めるに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) 地方公務員法改正により、市職員が退職後、その再就職先が営利企業等の場合、職員に対して契約等の事務について、その行為をするように、又はしないように「要求」や「依頼」などをしてはならない「禁止事項」などを定めるため、新たに条例を制定するものであること。
- 2) 元職員から、規制された「要求」や「依頼」を受けた場合の届け出等については、本条例の施行規則で定めること。
- 3) 本条例の施行規則については、平成 28 年 4 月 1 日の施行に向けて準備が行われていること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。

第 11 号議案 古賀市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

行政不服審査法の制定に伴い、関係条例の一部を改正するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) 行政不服審査法の全部改正により、「用語の整理」や「審査手続きの改正」などが必要になったため、古賀市の 10 本の条例を改正するものであること。
- 2) 古賀市情報公開・個人情報保護審査会の委員の、守秘義務違反に対する罰則の内容については、福岡地方検察庁と協議済であること。
- 3) 行政不服審査法の改正を受け、4 月以降に向けた準備として、市が発行する通知文書等に記載する内容について、文言を「異議申し立て」から「審査請求」に改めることや、審査請求期間を「60 日」から「3 か月」に改める等の修正が全庁的に進められていること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。

第 12 号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

地方公務員災害補償法施行令の改正により、各補償年金の「用語の整理」「記載順序の整理」及び「調整率の一部改正」などが必要になったため、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例」を改正するものであること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。

第 13 号議案 古賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 34 号)による地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の一部改正及び学校教育法等の一部を改正する法律による学校教育法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) 地方公務員法の改正により、「項ズレの修正」、「早出遅出出勤の請求ができる職員の明確化」などが必要になったため、条例改正するものであること。
- 2) 早出遅出勤務を請求できる対象職員は、小学校就学前の子のある職員、また小学校(義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部を含む)に就学しており、学童保育に迎えに行く職員であること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。

第 14 号議案 古賀市部設置条例及び古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例の一部を改正する条例の制定について

近年の社会情勢の変化を踏まえ、今後の古賀市の政策課題に対応すべく、内部組織の編成及び事務分掌を改めようとするもので、条例の一部を改正するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) 現在、課内室である総務課地域コミュニティ室をコミュニティ推進課へ昇格させることで市民協働をより充実させるものであること。
- 2) 市民活動支援センターの業務を教育部から総務部（コミュニティ推進課）に移管し同時に男女共同参画係もコミュニティ推進課へ部内移管させ、市民への啓発や市民活動と地域活動が一体となった事業展開ができること。
- 3) 住居表示業務を建設産業部から市民部に移管すること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。

第 15 号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び他の地方公共団体の給与改定状況等諸般の事情を勘案し、市職員の給料月額及び諸手当並びに市議会議員、常勤の特別職の職員の期末手当を改定し、並びに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) 国に順じて、「給与改定等」を行うため、「古賀市一般職の職員の給与に関する条例」等を改正するものであること。
- 2) 例年 11 月の臨時国会にて決定していた国の給与改定が、本年度は臨時国会が開か

れず、1月の通常国会において決定したことにより、今議会での議案上程となったこと。

【意見】

(賛成意見)

- ・地域別最低賃金の目安額は低水準に移行しており、地域間格差がさらに拡大している。人事院勧告の早急な実施が待たれていたことや職員の生活改善、人材の確保など地方の再生を後押しするものとして、賛成する。

【審査結果】

委員会は賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。

第 16 号議案 古賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律 34 号）による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

地方公務員法の改正により、人事行政について報告義務がある項目として、人事評価の状況と、退職管理の状況が追加され、勤務成績の評定の状況の項目が削除されたため、「古賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を改正するものであること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。